

## 平成26年第3回波佐見町議会定例会会議録

平成26年第3回波佐見町議会定例会（第13日目）は、平成26年10月6日日本町役場議場に召集された。

### 1. 出席議員は次のとおりである。

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
9番	松尾道代	10番	松添一道
11番	大久保進	12番	中村與弘
13番	松尾幸光	14番	川田保則

### 2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

### 3. 書記は次のとおりである。

議会事務局長 山田清書 記 山下研一

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	一瀬政太	副町長	松下幸人
総務課長	村川浩記	商工振興課長	前川芳徳
企画財政課長	楠本和弘	税務課長	岳邊忠彦
住民福祉課長	朝長義之	健康推進課長	河野政幸
農林課長兼 農業委員会事務局長	山口浩一	建設課長	吉田耕治
水道課長	澤田義満	会計管理者兼 会計課長	諸隈三恵子
教育委員長	馬場清治	教育長	岩永聖哉
教育次長	平野英延	給食センター所長	内田稔

5. 議事日程は次のとおりである。

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 議案第53号 | 平成25年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について              |
| 日程第2  | 議案第54号 | 平成25年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 日程第3  | 議案第55号 | 平成25年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第4  | 議案第56号 | 平成25年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 日程第5  | 議案第57号 | 平成25年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第6  | 議案第58号 | 平成25年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第7  | 議案第59号 | 平成25年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について      |
| 日程第8  | 議案第60号 | 平成25年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について    |
| 日程第9  | 議案第46号 | 波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 |
| 日程第10 | 議案第47号 | 波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例         |
| 日程第11 | 議案第48号 | 波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例      |
| 日程第12 | 議案第49号 | 波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例            |
| 日程第13 | 議案第50号 | 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第14 | 議案第51号 | 波佐見町企業立地促進条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第15 | 議案第52号 | 波佐見町学校設置条例の一部を改正する条例                    |

日程第16	議案第61号	東彼地区保健福祉組合規約の変更について
日程第17	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第18	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第19	発議第1号	手話言語法の制定を求める意見書
日程第20	報告第3号	平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率 の報告について
日程第21	閉会中の継続調査申出について	

---

**午前10時 開議**

**○議長（川田保則君）**

起立願います。おはようございます。ただいまから平成26年第3回波佐見町議会定例会第13日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

これから議事に入ります。

**日程第1～8 議案第53号～議案第60号**

**○議長（川田保則君）**

日程第1．議案第53号 平成25年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第8．議案第60号 平成25年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件を一括議題とします。

以上8件について、付託しておりました決算特別委員会の審査報告の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長。

**○決算特別委員長（松尾幸光君）**

おはようございます。ただいま一括議題となりました議案第53号 平成25年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第60号 平成25年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件につきまして、審査経過及び結果について御報告いたします。

9月24日の本会議において決算特別委員会に付託され、9月25日、26日の二日間で町長を

初め執行機関、教育委員会及び農業委員会の各管理職員の出席を求め、決算特別委員会を開き、慎重に多くの議論を重ね、審査を行ってまいりました。

委員各位とも御承知のとおり、最近では財政規模及び事業が拡大してきております。それだけに、決算審査に当たられた委員各位も大変御苦労されたと存じます。

審査の結果、議案第53号から議案第58号までは認定、議案第59号及び議案第60号につきましては、原案可決及び認定することに決定いたしました。

なお、審査経過及び質疑の内容につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く12人の委員で構成される委員会の審査であり、各委員ともその内容を十分に承知しておられますので、省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

**○議長（川田保則君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第53号 平成25年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第58号 平成25年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は6件とも全て認定であります。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第53号から議案第58号までの6件は、委員長報告

のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第59号 平成25年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び議案第60号 平成25年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての2件を採決します。

本案に対する委員長報告は2件とも原案可決及び認定であります。本案は委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第59号及び議案第60号の2件は委員長報告のとおり原案可決及び認定することに決定しました。

#### **日程第9 議案第46号～議案第48号**

**○議長（川田保則君）**

日程第9. 議案第46号 波佐見町特別教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例から、日程第11. 議案第48号 波佐見町町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例までの3件を一括議題とします。

本案について内容説明を求めます。

住民福祉課長。

**○住民福祉課長（朝長義之君）**

それでは、子ども・子育て支援関連の3本の条例制定につきまして、一括して御説明を申し上げます。

条例の内容を申し上げます前に、別紙、説明資料1をごらんください。ございますでしょうか。

この資料につきましては、先般、9月16日の全員協議会の折に説明をさせていただいたものと同じものですが、条例に関係する部分のみもう一度御説明を申し上げます。

法律の制定の背景等は説明を省略させていただき、3番の新制度の主なポイントというところをごらんください。

まず（1）幼児期の学校教育・保育に関する総合的な給付制度の創設でございますが、これは、幼稚園や保育所などに対し、これまで個別に行われてきた公的な財政支援について、認定こども園、幼稚園、保育所の共通の施設給付が創設されたものでございます。

(2) 保育の量的拡大と、確保のための新たな給付制度の創設でございます。これは待機児童を解消することを目的に創設されたものでございまして、次の四つの事業を実施する場合に、地域型保育給付が創設されたものでございます。家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の四つでございます。内容につきましては、条例を説明する折に御説明を申し上げます。

(3) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実でございます。中ほどをごらんください。「また」というところでございますが、また、これまで国の基準で実施されていた放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）についても、この事業で実施されることになりましたということでございます。

今回、3本の条例を制定をいたしますが、主な内容は以上のとおりでございます。

それでは、個別ごとに条例を説明してまいりたいと思います。

まず、議案第46号 波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について御説明を申し上げます。

波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、就学前の子供に関する学校教育や保育の総合的な提供、地域における子育て支援の充実を図るため、施設や事業の運営基準について国が定める基準を踏まえ、地域の実情に応じた基準を町で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

別紙をごらんください。条例でございますが、説明につきましては説明資料2をごらんください。ございますでしょうか。説明資料2でございます。

主な部分だけピックアップして申し上げたいと思いますが、まず第4条、利用定員でございます。これについては、保育所認定こども園の利用定員は、20名以上ということで規定がされております。それから、認定区分につきましては、1号から3号ごとに利用定員を定めるというものでございます。1号と申しますのは、3歳以上幼稚園に通う子供でございます。それから、2号につきましては保育所の3歳以上、3号につきましては保育所の3歳未満のことを表現しております。

それから、6条第2項、定員を超える申し込みがあった場合の選考ということで、これは、幼稚園や認定こども園の規定がここにされております。定員を超える申し込みがあった場合

の対応ですが、これについては、公正な方法により選考するというので、抽選とか申し込みの順序に応じて選考するという規定でございます。

それから、6条第3項、2号、3号、これは保育所の子供の規定でございますが、保育所で定員を超えるような申し込みがあった場合には、保育を受ける必要性が高い子供が優先的に利用できるように選考するという規定でございます。

次のページをお願いします。

13条第1項でございますが、ここには利用者負担額の受領ということで、保育料のことが規定をされております。特定教育保育施設は、利用者負担額の支払いを受けるものとするという規定がここに載せてあります。

次の項の13条第2項、上乗せ徴収ということでございますが、特にそういった施設において質の向上を図る場合には、さらに保護者から上乗せ徴収ができるということでございます。

次の13条4項につきましても、実費徴収ということで規定をされておりますが、日用品とか文具用具の購入費、あるいは行事の参加費、食事の提供に要する費用などの実費を徴収するという規定でございます。

次のページをお開きください。3ページです。

第15条特定教育保育の適切な提供ということでございますが、特に施設の区分、下のほうに施設ごとに書いてありますが、そういった区分に応じて、子供の心身の状況に応じて適切な教育保育を提供しなさいという規定でございます。

それから、一番下の第20条運営規程がここに規定をされております。施設の目的、運営の方針、あるいは職員の職種、数、職務の内容等がここに規定をされておるものでございます。

4ページをお開きください。

第22条でございますが、定員利用の順守ということでございますが、基本的には利用定員を超えてはならないということでございます。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではないという規定がここにされております。

それから、第26条、懲戒に係る権限の濫用禁止。これは、施設等でいろいろな懲戒といいますのは、子供がいろいろないたずらとかした場合には、行き過ぎた指導をするなどという規定がここに規定をされております。

それから、6ページをごらんください。

第3章、ここからは特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。

第37条利用定員でございます。先ほど申しました四つの事業の利用定員がここに記載をされております。家庭的保育事業が1人から1人以上5人以下、小規模保育事業、これは三つの型がございますが、AとB型につきましては6人以上19人以下、C型につきましては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業については1人ということでございます。

7ページをお開きください。

第42条に特定教育保育施設との連携ということでございますが、こういった地域型保育事業者は、特定教育保育施設、幼稚園とか保育所と常に連携を図りなさいという規定がここにあります。ただし、居宅訪問事業につきましては、ここは障害児とか病児などを預かる事業でございますので、障害児入所支援施設とか、あるいは医療機関とか、そういったところとの連携を図りなさいという規定でございます。

8ページをお願いします。

第46条でございます。特定型地域事業者につきましても、ここで運営規程が設けられております。先ほども申しましたように、事業の目的、運営の方針等をここで定める必要がございます。

以上が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要でございます。

次に、議案第47号 波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明を申し上げます。

波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法及び関係法律の一部改正の施行に伴い、児童福祉法の一部が改正され、小規模な保育事業の設備や運営基準について、国が定める基準を踏まえ、地域の実情に応じた基準を町で定めることとされたため本条例を制定するものでございます。

別紙をごらんください。この事業につきましては、先ほど申しましたように、四つの事業がここに具体的に記載をされておりますが、基本的には3歳未満の子供を保育をするという事業でございます。

これにつきましても、別紙の説明資料3に基づいて御説明を申し上げます。説明資料3をごらんください。



上のほうに記載をしておりますが、一つ目の丸のところでございますが、家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援制度において市町村による認可事業として、児童福祉法に位置づけられたということでございます。

下の四角の枠に四つの事業が記載をされております。ここは先ほど申しましたので省略いたします。

まず、家庭的保育事業等の共通の事項でございますが、第6条、保育所等との連携ということで記載をされております。常にこういった家庭的保育事業等をする場合には、保育所とか幼稚園、あるいは認定こども園等と連携をして、適切に確保しなさいということでございます。

第15条については、食事についての規定がございます。

第16条については、食事の提供の特例ということで、これについては、事業所以外からも、ういう食事の搬入ができますという規定でございます。

2ページをお願いします。

第22条でございますが、ここは家庭的保育事業の規定がございます。家庭的保育事業と申しますのは、保育をする方の居宅において保育事業を行うという事業でございます。22条には設備の基準が規定をされております。居室の大きさ、あるいは調理設備、屋外遊技場、耐火基準等がここに規定をされております。

第23条には、職員の資格ということでございますが、家庭的保育事業を行う場合には、家庭的保育者、これは保育士のことでございます。県が実施する研修を終了した方でございます。あるいは、嘱託医、調理員を置かなければならないという規定でございます。

その下の職員の数でございますが、家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は3人以下とする。ただし、補助者がそこにおれば5人まで保育ができるという規定でございます。

第24条は、保育時間でございます。1日につき8時間を原則とするというものでございます。

第28条でございますが、ここからは、小規模保育事業所についてでございます。保育所は、先ほど申しましたように、20人以上が規定をされておりますが、この小規模保育事業については、20人以下の事業でございます。

まず、A型につきましては、第28条設備の基準がここに規定をされております。次の3ページをお願いいたします。第29条には、職員の資格要件、職員数を規定をされております。

それから、次のB型でございますが、これは中間型と申しますか、若干A型よりも職員の保育士の数とかを少なくされておるのがB型でございます。第31条資格要件、それから職員の数というものが、ここに規定をされております。あと、32条は家庭的保育事業等と同じでございますので、省略をいたします。

次のページをお願いいたします。4ページです。

第33条以降は、C型の事業所を規定をされております。これはグループ型と申しまして、若干少なくなっておりますが、6人から10人の子供を保育できるというものでございます。第33条には設備の基準、34条には職員の資格要件、職員数が規定をされております。35条には、利用定員が規定をされております。

それから、5ページをお願いします。

第37条、ここは居宅訪問型保育事業でございますが、これにつきましては、家庭的保育事業と違いまして、逆に保護者の居宅、子供の居宅で事業を実施する場合は、この居宅訪問型保育事業でございます。

第37条には、その事業内容が書かれております。障害や疾病等の程度を勘案して、どうしても集団保育が著しく困難であると認められた場合は、この事業所に該当するというものでございます。

第39条には職員が規定をされています。家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とするというところでございます。

一番下の第5章、事業所内保育事業でございます。これは、事業所内において、保育をする事業でございますが、6ページをお開きください。第42条にそれぞれ利用定員が書かれておりますが、その中で、その他という欄があるかと思えます。利用定員が1人から5人までのところに、その他のところに1人という人数がありますが、これは、従業員以外の子供を保育をすると、従業員だけの保育じゃなくて、それ以外の地域からの乳幼児の保育をするという規定がここにございます。

第43条には、設備の基準がここにされております。

それから、第44条職員の資格要件、職員数でございます。

以上が家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の内容でございます。

次に、議案第48号 波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明を申し上げます。

波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法及び関係法律の一部改正法の施行に伴い、児童福祉法の一部が改正され、放課後児童健全育成事業の設備や運営基準について、国が定める基準を踏まえ、地域の実情に応じた基準を町で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

別紙をお願いします。これにつきましても、説明資料4で御説明を申し上げます。説明資料4をごらんください。

丸印の真ん中のところですが、新制度では、対象者がおおむね10歳未満の児童から、小学校に就学している子供へと変更になったというものが大きな改正点でございます。

第9条でございますが、設備の基準がここにされております。事業を行う場合は、専用の区画を設けてやるということで、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上を確保するというところでございます。

第10条、職員でございますが、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないということで、一つの事業所ごとに二人以上置くということになっております。次のページ、2ページをごらんください。

この放課後児童支援員といいますのは、県が行う研修を終了した者でなければならないということでございます。これについては、経過措置がございまして、5年間の間にそういう研修を終了する予定であってもいいというような規定がございまして。

この事業をする場合における資格でございますが、保育士とか社会福祉士、ずっと1番から6番までございますが、高等学校を卒業した者で、2年以上児童福祉事業に従事する事業に従事した者で、町長が適当と認めた者という規定もございまして。

その下の児童の数を規定をされておりますが、おおむね40人以下とするということでございますが、これにつきましても経過措置がありまして、当分の間は現状のままでいいという規定がございまして。

第14条には、運営規程がここに記載をされております。

3ページをお願いします。

第18条でございますが、開所の時間及び日数がここに規定をされております。開所時間は、休日は1日8時間以上、平日は1日3時間以上を原則とすると。開所日数は年間250日以上

を原則とするという規定でございます。

以上で3本の条例の内容の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（川田保則君）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

松尾議員。

**○9番（松尾道代君）**

まず、46号からですけど、この条例制定によりもっとも心配されるのは、保育料がどうなるかということだと思います。

途中で実費徴収などがありますけど、今までこれはあっていたのでしょうか。実費徴収は余りなかったように思いますけど、これら含めて保育料がどのように変わっていくかということをお尋ねします。

それから、47号は小規模保育事業、家庭内の小規模ですけど、本町での現状と今後がどうなっていくと予想されるのでしょうか。それから、障害等の子供さんには、居宅訪問型というのは本当に有効なものだと思いますけど、本町で今、それに似たような事業が行われているのがあるのかどうかお尋ねします。

48号は、対象者が小学校6年生までに拡大しますが、推定で対象者がどれくらいになると予想されるのか、それに対して、もし大きくふえると予想されるならば、設備をどう考えておられるのか。

それから、3件ともそうですけど、委任のところに町長が別に定めるとありますが、規則ももう定まっているのかどうかをお尋ねします。

**○議長（川田保則君）**

住民福祉課長。

**○住民福祉課長（朝長義之君）**

まず1点目の保育料の件でございますが、保育料につきましては、別途規則で、現在、規定がされておりますが、これにつきましては、現在まで東彼3町で協議をしながら進めておるところでございますが、まだ具体的にはっきりしたものは出されておられません。

ただ、大きく変わった部分は、保育所につきましては、所得税と住民税で保育料を判定をするという規定がございましたが、今後は住民税額、それに一本化されたということで、幼

稚園と同じような形がとられたというものでございます。

実費徴収の状況でございますが、特に食事の部分とか、例えば新しく特別に技術を持った保育士を雇用したりとか、そういう質の高い保育を提供する場合にそういったものが考えられると思いますが、現状では、そういった実費徴収はないというふうに思っております。

第47号の部分でございますが、家庭的保育事業の現状、あるいは今後の見通しでございます。現状につきましては、この事業についてやられておるところはまずないと聞いておりますが、今後につきましては、この事業は待機児童の解消ということが一番大きな狙いでございまして、今後、そういった需要が高まれば、この事業に移行していくのかなと思っております、ただ今、既存の幼稚園、保育所が待機児童がおるという状況ではございませんので、その辺がどうしても立ち行かないというようが出てくれば、こういった事業が出てくる可能性が出てくるのかなというように思います。

48号の放課後児童クラブについてでございますが、対象者の推計といえますか、制度が今回拡大をされたということでございますが、6年生まで保育ができるということでございますけれども、この間の全協の折の中でも話があってございましたように、高学年になりますとスポーツクラブに参加する状況がふえてきておりますので、そう極端にふえないのじゃないかなというような気持ちもしておりますが、これについてはしばらく状況の推移を見ながらやっていきたいと思っております。

施設の問題でございますが、これについても学校の空き教室を利用しなさいとか、そういう御意見もありますが、これをクリアするにはいろいろな条件があろうかと思っておりますので、教育委員会等と協議をしながら、学校の在校生もおりますから、そういった区分をしっかりとできるような環境を整えば、そういった空き教室を利用していけるのかなと思っております。また最近空き家も大分多くなってきておりますので、そういった空き家の利用も今後できていくのかなというように考えをいたしております。

それから、規則でございますが、まだ今のところ規則はできておりません。今後、規則を整備していきたいというように思います。

居宅保育の現状でございますが、今のところそういった事業をやられてる状況はございませんが、以前から申されているように、病児保育、病後児保育という施設が当然必要になってくるかと思っておりますが、これは長年の懸案でございますので、これも東彼3町で協議をしながら進めていきたいと思っておりますが、当然、病児保育になりますと、医療機関の協力が必要に

なってきますので、その辺を含めて医療機関と調整を図りたいと。

それから、病後児保育については、保育所でも併設ができるようになっておりますので、この辺も3町で協議をして進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

やっぱり一番心配なのは、保育料なんですよ。住民税額に一本化してということと、幼稚園のような仕組みで、幼稚園というのはほぼ一律の保育料だったと思いますけど、所得に応じて奨励金といますか、補助金といますかが出て、所得が少ない方はほとんど負担なしで割と低くて、ほとんどゼロに近いような形で保育がなされていたように記憶しております。そのあたり、保護者の方からでも心配なのは、それも4月からすぐですよ。これは移行期間というのが別に特例といますか、そこであるのでしょうか。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（朝長義之君）

特に移行期間というのはございませんで、もう来年度から実施をしていくというものでございますが、所得税から住民税に変わった部分でございませんで、大体今現状、現役で通ってらっしゃる子供さん方の保育料、所得を計算しますと、ほぼ変わらない状況になるという枠組みといますか、所得税がこのレベルであれば住民税がこのレベルであるというようなスライド式に国の基準はなっておりますので、負担は出てこないというふうになっております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

全般的なことなんですけども、まず「従う」という言葉と「参酌」というんですか、この説明をお願いいたします。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（朝長義之君）

説明資料の中に、一番右側のほうに「従う」とか「参酌する」とかいう語句が入っているかと思いますが、従うという部分につきましては、これは国の基準に全て従いなさいと、国どおりの基準にきなさいというものでございます。

ただ、参酌につきましては、地域のいろいろな実情に応じて、基本部分は変えられませんが、そういったものをここでは含めていいですよという、若干緩めた規定が参酌というものでございますので、御理解のほどをよろしく申し上げます。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

そうしますと、今見ますと、町の方針というのは、ほとんどというか全部ですか、国の基準に従うとあるんですけども、参酌という事項については流動性があるということによろしいわけですか。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（朝長義之君）

基本的には、町の方針というところに書いておりますが、全て国の基準に従って条例は制定をいたしておりますが、今後またそういった参酌する部分で、地域のそういった状況、ニーズが出てくれば、この辺は一部改正をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

いろいろ資料について説明いただきましたが、この件について、今後、どのくらいの波佐見町内において、この付近が見込まれるものか、今、少子化になっておりますので、多少そういう待機児童とかいう文言がございます。この件について、町内においてどのくらいこれが利用できる範囲になるのか、わかれば説明いただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（朝長義之君）

この条例は、基本的なものでございます。今、既存であります保育所とか幼稚園とか、こういったものと変わりはない制度でございますが、今、お話があったように、新しくこの制度に移行をするという既存の施設については、まだございません。

保育所が5カ所、幼稚園が2カ所でございますが、今後はこういった制度使って、例えば、幼稚園については、保育の必要性がある子供を幼稚園で受け入れたり、逆に、保育所で保育の必要性がない子供を受け入れたりすることが、この制度で可能になってきております。

要するに待機児童をどこかでカバーしていくという制度でございますので、今のところは現状のまま推移がされていくというところでございます。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

現状では町内には余りないということですが、この放課後児童の点につきましては、従来多少問題があつて緩和されたのかなと思っておりますが、今後、そういう町内における放課後児童とか子供さんの教育ができないところが波佐見町内に何カ所かありますが、今後、これを緩和するという事で考えていいのかどうかですね。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（朝長義之君）

放課後児童クラブ制度につきましては、先ほど申しましたように、今後の推移を見ながら進めていきたいと申しましたけども、今の三つの施設は、ほぼ満杯状態で推移をいたしておりますので、さらにふえるような状況が出てくれば、新しい施設をつくる必要がございますので、その辺を見きわめながら進めてまいりたいと思います。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

今井議員。

○7番（今井泰照君）

資料に基づいてちょっと質問をしたいと思います。まずは、説明資料の2の4ページの22



条ところですね。利用者定数の問題ですけども、「所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない」ということのやむを得ない事情とはどういうものを指すのか。

続いて、説明資料の3の中で、6条のところ、3歳以上の児童に対しては、継続的な保育がなされるように云々と書いてありますけども、これは3歳以上になったら幼稚園、保育園のほうに行くように進めるということなのかお尋ねいたします。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（朝長義之君）

まず、22条の利用定員の順守という規定がございますが、これについては、例えば、利用定員が減少してきたことから、減少届けを出したりとか、施設を辞退したいというような状況が起きてきたときに、即座に保育を中断するのではなく、しばらくはそういった保育を継続をなささいということでございます。その間に、ほかの連携施設と、例えばほかの保育所とか幼稚園との連携を図りながら、そういう定員を守っていくといたしますか、そういった規定が22条に書いております。

家庭的保育事業の第6条、保育所等との連携ということでございますが、この事業は、先ほど申しましたように、3歳未満が原則ということでございますので、その間に、3歳以上になったときにスムーズに保育所とか幼稚園に移行できるようにいろいろな連携を日ごろからしておきなさいという規定でございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありますか。

今井議員。

○7番（今井泰照君）

家庭的な場合は、補助とかそういったものは、もう3歳以上からはないというようなことでいいんでしょうか。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（朝長義之君）

3歳以上、例外規定もございまして、どうしてもやむを得ない事情等があつて、そういった施設につなげないというような状況も起こり得ると思いますので、そういった場合にはそ

のまま継続をして、タイミングを図りながら、移行するというごさいますので、その間までの運営費等につきましては、支給がされるというごさいます。

○議長（川田保則君）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

まず初めに、議案第46号 波佐見町特別教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第49号

○議長（川田保則君）

日程第12. 議案第49号 波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（朝長義之君）

議案第49号 波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という）の成立に伴い、その改正法に含まれる母子及び寡婦福祉法の一部が改正されたため、本条例を改正するものでございます。

別紙をお願いします。後ろのほうに新旧対照表をつけておりますので、そちらのほうで御説明をいたします。

右側が現行でございます。まず第1点目は法律名の改正があつておること、第2条第3項第1号に「母子及び寡婦福祉法」という法律名がございます。それから、第4項第1号に「母子及び寡婦福祉法」が入っております。それから、次のページの第7項途中に、「母子及び寡婦福祉法」という法律名が引用されておりますので、この部分を左側の改正案でございますが、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めると。この3カ所でございます。

それから、第2条の第5項、定義がここに書いてありますが、父子家庭の父の定義がここに書いてある第1号でございます。現行では、「配偶者と死別した男子で、現に婚姻してないもの及びこれに準ずるものとして母子及び寡婦福祉法施行令第25条に規定する者」という部分を、左側に行きまして、「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める配偶者

の男子」というふうに変更するものでございます。

それと最後ですが、次のページの第7項で条が一つ繰り下げになっております。第6条第3項に規定するという部分を第6条第4項に規定するという部分の改正でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号 波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第50号

○議長（川田保則君）

日程第13. 議案第50号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第50号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでござい

ます。

今回の改正について、波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表で御説明を申し上げますので、3枚目をごらんください。

出産育児一時金については、第6条第1項の2行目、右側の現行では39万円であったものが、今回の改正で40万4,000円になるものでございます。

出産育児一時金の総額についてですけれども、産科医療補償保険料が現行の3万円から1万6,000円に1万4,000円減額されたことにより、今回、1万4,000円増額となっておりますけれども、改正前と同額の42万円に変更はございません。

附則ですが、第1項により、この条例は、平成27年1月1日から施行するものでございます。第2項では施行日以前の出産についてですが、現行の39万円を適用するものでございます。

以上で議案第50号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（川田保則君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

尾上議員。

**○5番（尾上和孝君）**

この対照表の中でちょっと一つお尋ねいたします。第6条の中に、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとするを書いてありますが、これはどういったときに3万円を加算するのでしょうか。説明をお願いします。

**○議長（川田保則君）**

健康推進課長。

**○健康推進課長（河野政幸君）**

先ほどもちょっと御説明申し上げましたけれども、3万円の追加といいますが、これは産科医療補償保険料ですね。これは出産したときに一時金が支払われるものの保険料でございます。最高で3,000万が支払われるわけなんですけれども、その保険料が、現行は3万円でございます。1分娩に対してですね。それが3万円にされたわけなんですけれども、今回、来年の

1月1日からこの保険料についてが1万4,000円減額されて、1万6,000円の保険料で済むということでございます。ただし今回39万円の保険料を上げたことで、総額の42万は変わらないということでございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

今ちょっと確認ですが、そうすると、必要があると認めたときはと書いてありますが、基本的には出していたということですよ。必要がないことがないことがないということですね、変な話ですけど。そこだけ確認をさせてください。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

ほとんどの場合は該当しています。ただし、最近の例で申しますと、海外で出産された方、これは制度が適用されませんので、3万円の支給がなく、39万円の支給だったというのが、最近の事例ではございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第51号

##### ○議長（川田保則君）

日程第14、議案第51号 波佐見町企業立地促進条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について内容説明を求めます。

商工振興課長。

##### ○商工振興課長（前川芳徳君）

議案第51号 波佐見町企業立地促進条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

波佐見町企業立地促進条例の一部を別紙のとおり改正します。

提案理由でございます。波佐見町営工業団地と近隣市町が整備する工業団地との競争力を強化し、本町への企業立地を促進するため条例を改正するものでございます。

別紙をごらんいただきたいと思えます。

まず、第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号、第8号を削る。

第3条第2項に次の1号を加える。（3）用地取得奨励金。

第3条第3項中「別表1及び別表2に定めるところによる。」を「町長が別に定めるところによる。」に改める。

別表1、別表2を削る。

附則、この条例は公布の日から施行する。

次の新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

右側の現行条例をごらんいただきたいと思えます。定義の中で、第2条の（5）工場等の設置、それから（7）正社員、（8）正社員以外、これは、今後改正しようとする条例の中にこの文言が出てこないということから、削除するものでございます。

それから、第3条の2項（3）用地取得奨励金、これは新たな奨励措置といたしまして、用地取得金を設けようとするものでございます。

それから、次ページをお願いいたします。

従前はもろもろの奨励措置につきまして、別表といたしまして、それぞれ条例のこの末尾に記載しておりましたものを、施行規則のほうに諸条件を移させていただきたいということ、町長が別に定めるところによるというふうに改正させていただきたいというふうに思っ

ております。

以上が本条例の改正点でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

**○議長（川田保則君）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

松尾議員。

**○9番（松尾道代君）**

これは、現行では奨励措置に関する要件及び内容は条例で定められていました、現行はですね。改正案では、町長が別に定めるところによるとなり、全て削除で規則のほうへ移すということですね。規則のほうへ移すことが「近隣市町との競争力を強化し、本町への企業立地を促進させるため」というのに、どのようにつながってくるのでしょうか。

**○議長（川田保則君）**

商工振興課長。

**○商工振興課長（前川芳徳君）**

基本的な考え方といたしまして、この「競争力を強化し」というのは、一番うたっておりますのは、新たに用地取得奨励金を設けるということを特にうたっていることでございます。

それから、別表につきまして、規則のほうに移しましたのは、より機敏、機動力を持った交渉力といいますか、対企業様に対して、今、積極的な訪問を行っておりますが、なかなか相手様の要望といいますか、いろいろな要求もございしますが、すぐにそこで即断できる場合と、できない場合もございしますが、そういった中におきましても、現場における判断といいますか、交渉力を持たせていただくためには、できましたら規則の中である程度の裁量といいますか、持たせていただきたいということで、他市町との競争力につながるのではないかと、この規則への委任といいますか、条項の移しを提案するものでございます。

**○議長（川田保則君）**

ほかに質疑はありますか。

松尾議員。

**○9番（松尾道代君）**

協議中に条件面で緊急を要するもの、これに結局一刻を争うというふうな説明も、以前に全協でも受けております。

進出を検討されている企業はさんというのは、会社の命運をかけてのことですね。その決



定というのは、企業さんと波佐見町の信頼関係でなるものではないでしょうか。一刻一秒を争うとありますけど、一刻を争って提示する奨励金の額やパーセンテージでは決してないと考えます。

そして、臨時議会は、緊急を要するものはすぐにでも招集できるのですから、1日、2日でも議会と議論する時間はあると思うし、本当に一刻一秒、たった今言わんばこの企業さんがオーケーなさないとすれば、双方の信頼関係ができていないのだからというふうに考えますけどいかがでしょうか。

個人が、アパート等を決めるときに、同じ条件でどうしようかとなったときに、一刻一秒こっちがよかですよ、3,000円引くですよと言われたら、そうすると言うかも知れませんが、これは命運をかけた企業さんが来られるときのことで、そういう数字的なもの、パーセンテージ的なもの、これで決まるとはちょっと考えにくいと私は考えますが。

**○議長（川田保則君）**

副町長。

**○副町長（松下幸人君）**

この企業誘致につきましては、2年、ちょうど今、3年目になりますね。一所懸命、誘致を300、270社以上の企業を回って、ずっと誘致をしてるわけですけど、なかなか実現されておられません。

つい最近、最近になってちょうどアベノミクス効果もあろうかと思いますが、数カ月間の間に何社か本町の町営の工業団地を視察に来てもらっております。これはうちだけじゃなくて、県内にも幾つかこういうのがあるわけです。佐賀にもありますし、九州外にもあるわけですよ。そういった中で、そういう企業が数カ月前から動きが出てきたと。今、捉えないと、またこの時期を逸すればどうなるかなということもございます。

おっしゃるように、個人が住宅を選ぶような感じで、まさにそのような状況になるわけですね。佐賀県にもありますし、先ほど申しましたように県内にもあります。そういった工業団地を持っている市町村というのは、いかにすれば自分のところに来ていただくかということで、いろいろな優遇策をしとるわけですね。

その中で、やはり決して議会を軽視するということではございません。より早く町長の決断によって、優遇策が隣接する隣のまちの工業団地よりも、そこまで来ればよしもういっちょここまでやろうかというようなそういう即断というのが、なかなか条例にしとればできな

いという部分もあります。そこを素早く決断をして、これをすれば、全協なりで必ず報告をしながら進めていきたいと思っておりますので、今、まさに満ち潮になってきている、これを逃せばどうなるかという部分もございますので、そこで、より小回りができるような形でさせていただきたいということで、今回の議案の改正を上程をしたということでございますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

議会もそれを十分願っております。行政の協議をされる足を引っ張ろうなんていう議員は絶対にいないと思うんですよ。協議の中で、先ほども申しましたように、一日二日の猶予もなくという企業誘致の現場はあるのでしょうか。

それともう1点です。用地取得奨励金が30%となっております。これは最高30%となさるのがいいのではないのでしょうか。3ヘクタールの中でも、条件がよい場所、面積等で異なってくると考えるのですが、そのあたりは30%と断定してよいのかどうかをお尋ねします。

それからもう1点、このことがキヤノンさんとの関係、理解は得られるのかどうかということも心配になりますが、これもお願いします。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

企業様が決断をされるには、そのときにぱっということじゃないんですね。まずは向こうの社長さんとか取締役が来たときには、私たちが出たときには、もう既に整えとかんばいかわけですよ。だから、そういう事務レベルのときに、やはり現場の最先端における職員が、こういうことですよという気合を入れて、一つのですね。

やっぱり条例がこうだから、数字がどうかということも大事ですけども、それ以上に、担当者の誠実さ、信頼性、そういうことが言葉として出されることが波佐見町全体の信頼、誠実さにつながってくるわけです。だから、そういう面で、やはり後で町長に伺ってみます、議会の承認が必要なんですよというようなことを言われんわけですよ。

やっぱり今度の県の工業団地を波佐見に持ってきたときも、はい、2,000万出しますって

そのときの商工課長が、そうしたら、非常に積極的だな、熱意があるなというようなことが、それだけじゃないですけども、いろいろな交通アクセスもいいわけですけども、やっぱり熱意、積極性、そういうことで非常に担当者の皆さん方が心を動かさないかん、その人たちの企業様の担当者ですね。よし、そうしたら、やってみようという担当者同士の決心ができたら、今度はそれぞれの企業の中で、波佐見町はこういうことなんですよ、そうしたらよその対応はこうなんですよ、そういうことだったらというふうにして、上ができてきて、納得できたところで、やはりそれなりの立場の人間が公式発表というような形の中に出ていくわけですね。

だから、やはり現場の職員が仕事がやりやすい、そしてそれだけのことが持っていきやすい、そういう環境をつくるのが一つの私の役目じゃないかなというふうに思っております。ある程度はやはり現場の人間に任せないと、手かせ足かせで、ちょっと持ち帰ってからお伺いしますと。だから、ある面では、この基本的な条例には絶対沿ってるわけです。規則もちゃんと頭の中に担当者は入ってるわけです。

だから、ある面では、そこでどうするかといったときに、やりますよという担当者の力強い言葉によって心が動かされるんじゃないかなと。そういうときがなくてもスムーズに行くことが一番いいわけですけども、やっぱりそういうところが大きな要になるんじゃないかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（川田保則君）**

ほかに質疑はありますか。

商工振興課長。

**○商工振興課長（前川芳徳君）**

用地取得奨励金の30%は上限とすべきではないかというふうな御質問でございましたけれども、町営工業団地の分譲価格につきましては、面積要件に応じまして1万3,000円であり、あるいは1万5,000円と二通り設けておりますが、その配置的なものでの差は特につけておりませんので、ある程度ははっきり金額がわかりやすい30%という率で固定して進めさせていただきたいというふうに思っております。

**○議長（川田保則君）**

キャノンとの関係は。

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

長崎キヤノンとの関連という御質問のようでございますけれども、特にこの用地取得奨励金は遡って遡及するものでございませぬが、今回のこの企業誘致促進条例の改正に当たりましては、一つの事例といたしまして、全協の中でも、あるいは企業誘致雇用対策特別委員会の中でも御説明しましたように、県がキヤノンのほうを訪問しとる際に、そこでおたくの条件はとございますか、ある程度即断を求められたような経緯もあるということ、皆様御承知のとおりかと思ひます。そういった状況も、本町においても場合によってはあるのではないかとすることも考へております。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

今のキヤノンとの関係ということは、町営工業団地に誘致をする際の優遇措置と県営工業団地にキヤノンさんが来られたときの優遇措置、その関係ということでの質問だろうと思ひますけれども、そのことについては余り心配することはないだろうというふうに考へております。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

用地取得と奨励金ということで、適用期間は波佐見町が開発した土地を完売した時点ということですから、これが現時点ではどんどんどんどん波佐見町もこれを開発するという、なかなか資金面も大変だと思っておりますので、多分これがもう最後つては言ひませけど、なかなかこういうチャンスはないかなと思ひますけれど、やはり返還金あたりをずっとと考へておひまして、利子が平成24年からですね。大体23年から発生しておひますけど、本年度も255万4,645円ということで利子が発生してとります。ことしの累計で717万7,311円と、平成28年まで持つていけば1,102万円ということの利子が発生します。

行政と民間ですから、なかなかかみ合わないところが当然出てきます。私たちが議員として、いろんな立場上あると私も思っておりますし、また議員の人たちもいろいろな立場があると思っております。

私は、ここに来てある程度あちこちの長崎県内でも企業誘致が発生して、どうにかして販

売をしようということで、佐賀県も相当いろんな力を入れておりますので、私は今回は担当者にある程度権限を任せて、今、副町長がおっしゃった報告は、議会には報告をいたしますということですので、このチャンスを捉えて前向きにやってほしいと思っております。

こういう利子というのが、町民の方はなかなか見えてこないということですので、4億5,800万ということ、だまっておれば返済をしなければならないということですから、報告をしていただけるということですから、その辺をよろしく願います。

**○議長（川田保則君）**

商工振興課長。

**○商工振興課長（前川芳徳君）**

副町長も申しましたとおり、ある程度の条件が整いまして、皆様に御報告できるものがあるれば、直ちに特別の委員会なり、あるいは全協の中で御報告をさせていただきまして、常にこちらが暴走するようなことはないということを御理解いただいて、ぜひ提案した事項について御承諾をいただきたいというふうに思っております。

**○議長（川田保則君）**

ほかに質疑。

太田議員。

**○8番（太田一彦君）**

今回の一部改正によって、先ほどから言われてますように、競争力がついたのか、つけるのかというのが一つ、これで十分なのかですね。その辺も確認したいということと、本当に企業誘致って難しいと思うんですよ。今、非常に厳しい状況だと思います。もともと私はこの企業誘致は大変だなと思ってましたが、いわゆる塩漬けになるという言葉がありますけど、もう一度確認がですが、大体これは何年たったら塩漬け状態というのか、その辺を理解されてるのか、その辺も含めて答弁をいただきたいと思います。

**○議長（川田保則君）**

商工振興課長。

**○商工振興課長（前川芳徳君）**

現在、企業訪問させていただいておる中で、今度の9月の議会にこういった条件で提案をする予定でございますということは、企業様のほうに報告はしておりますが、非常にありがたいということで、情報はいただいております。私の判断でするわけでございませんし、当然、条

例にのっとった規則の中でうたわせていただくということでございますので、その辺は御理解  
いただいでいきたいというふうに思っております。

それから塩漬けの定義でございますが、特に私は何年と思っておりますが、できれば5  
年以上にならないように、そのうちに努めて積極的に販売をしたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありますか。

古川議員。

○4番（古川千秋君）

この企業誘致につきましては、本当に担当課の職員の皆さん、また町長を筆頭に一所懸命  
取り組んでおられることに対しては、感謝をしておるところであります。敬意が下がる  
ところあります。本当に私たちも、1日も早く町営工業団地の方に企業が進出していただく  
ということは、町民誰も望んでいるところあります。

しかし、今回の条例改正につきましては、そのもっともこの条例を設けた趣旨の中で、奨  
励措置そのものが行政庁の長に全てを委ねてしまうということになってしまったということ  
に対して、いささか私は懸念を持っている1人です。

そういう中において、先ほどから町長、副町長、担当課長からの答弁がっておりますが、  
今後、恐らくタイムリーでいろいろと交渉をされるということは、私も重々わかります。し  
かし、時間的に一日二日どのこのこうのということもありませんけれども、議会のほうに、  
先ほどおっしゃられるように、最終的には結果になると思うんですけれども、その辺は誠意  
を持って、わかる分は事前に全協なり緊急に寄っていただいて、そういうふうなものを措置  
をしたいというふうなことであれば、当然、町長の判断によって、ある程度町長のほうで決  
断をされると思いますが、その分両方に、議会のほうにもそういうことで事前に報告をきち  
っとしていただいて、理解を得るような方法で、約束をやはりしていただかないと、多額  
のお金を企業のほうにいわゆる奨励措置として出すわけですので。

それと、地場産業とのいろいろな兼ね合いも出てきます。そういうふうな事柄を考えれば、  
やはりその辺を真摯に議会側にきちんと説明をやはりしていただくということをとって  
いただかないと、この条例は町営工業団地だけではないんですね、この条例は、あくまでも企  
業の遊休地であり、また空き工場とかそういうところにも誘致企業が来るということも考

られるわけですので、それら全ての条例が適用されていくわけです。そういうふうなものを十分考慮していかんと、私たちは全般的な視点から見るわけでございますので、その辺を再度町長のほうから、ぜひこの外した奨励措置を、内容を行政庁に移行した、委ねたというふうな今回の条例の改正、その辺を議会に対してもう一回説明をお願い申し上げます。

**○議長（川田保則君）**

町長。

**○町長（一瀬政太君）**

先ほども申しましたようにある一定の状況になれば、決断をお互いにしていかないかんと。その手前の段階でも詰めて、非常にこれは問題だなというような場合に、問題だからといってぱっとやるもんじゃない。問題だから内部で協議をし、しかし、こういう課題が見えたとか、例えば、ある面ではこういう状況ですよというときには、歴代の議長さん、副議長さんにも、この問題だけじゃなくして意見を求めています。そして、ある一定の、もうちょっとの段階のときに、このような形でということで、議会の全員協議会に出てくると。公式発表の前にですね。

そういうふうな議会のトップである議長さん、副議長さんに、今こういう状況で、微妙なところですよ。どうなるかはわかりませんが、腹の中におさめとってください。そして、そこで議会のちょっとした私見を聞きながら、そういう形の中でよりよい方向に進めていこうということでやっておりますし、ある面では、ある程度の時期に来れば、速やかに議会の全員協議会で経過を説明をして、こういう状況ですということですね、そして、皆さん方に報告をし、了解を得るようなそういう機会は必ず持ってきたし、今からでも持っていくというようなお約束をしたいというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

**○議長（川田保則君）**

古川議員。

**○4番（古川千秋君）**

どうもありがとうございました。やはり町長は、常日ごろおっしゃってますように、行政と住民、それと議会は協働して、とにかくまちづくりをやっていくんだということをおっしゃっておられます。まさに共同のまちづくりであるわけです。そういう中において、議会側にも企業立地促進の特別委員会もできておるわけでございますので、やはり進捗状況によっ

ては、そういうふうなことで、奨励措置あたりを、どうしてもここの数字を少し上げてやらないかん、こうせないかんという状況が発生すれば、先ほどおっしゃいますように、議長なり、それから委員長なりそういう方々にはやはり意見を通していただきまして、そしてやっぱり公明正大に奨励措置が行われていくというふうなことで、していただくことを私は望むものであります。

以上です。

○議長（川田保則君）

答弁ありますか。

町長。

○町長（一瀬政太君）

当然、今までも、やはり大きな問題、課題ということについての兆しが見える、このような状況であるというようなことで、そういうふうな状況説明をしながら、意見を求めながら、最終の決定の前には、必ず皆さん方の全員協議会において、経緯を説明し、了解を得ながら物事を進んできたというふうに思っております。条例が行政に委ねられたなお一層の重みがあるじゃないかなというふうに思っておりますので、そのような姿勢で取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

反対討論ですか。松尾議員。

○9番（松尾道代君）

反対討論です。

私もまちの繁栄を思う心は、町長と同じであります。全体問題として、条例を規則に委任してしまうことは、改めないといけないとはあちこちで言われていることです。今回もこういう形で条例の改正をしなければいけないのかなということも、今、やはりこれはいけないんじゃないかと思っておるのも一つです。ほかに方法もあるのではないかとも思います。企



業誘致も信頼関係で契約になると先ほど町長がおっしゃいましたし、考えは同じです。職員に力を持たせてというのも同じ思いです。

しかし、この条例の改正を可決すると、条例は抽象的な範囲にとどまり、あとは執行部の制定する規則に委任してしまいます。議会での審議が回避されていくということです。町長サイドで全てが進んでいくこととなります。所信表明で、企業誘致は大きな課題と捉えておられることに対し、議会との対話や議論の場を回避してしまうことはいかかなものかと思えます。

町民と力を合わせてとおっしゃるなら、町民の代表である議会に全てを報告し、真剣に討論すべき、対話すべきで、これが議会制民主政治において、町長と議員の義務でもあると思います。決して企業誘致に云々ということではありませんけど、規則に移行してしまう、規則に委任してしまい、議会の私たちの審議が回避してしまうという、そういうことも含めて、何かほかの方法がないかと考えながら、この議案には反対いたします。

○議長（川田保則君）

次に、賛成討論はありますか。

松添議員。

○10番（松添一道君）

私は一刻も早く企業誘致を進めたいということで、賛成討論をいたします。

今現在、企業誘致は、全国の市町村で進められているような状況の中で、なかなか難しい状況であるわけですが、今、波佐見でも正式に誘致を進められてから、1年半が経ちますが、全国の企業を訪問し、誘致を進めておりますが、まだできていないような難しい状況であります。一刻でも早く企業誘致を進めるためには、現場の職員にもある程度の権限を持たせて、企業の要望にも、すぐその場である程度の返答ができるようにして現場で使いやすい条例にしたほうが、少しでも誘致が早く進むのではないかと思いますので、賛成をいたします。

○議長（川田保則君）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

これで討論を終わります。

これから、議案第51号 波佐見町企業立地促進条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手多数であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。午後1時より再開します。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第52号

○議長（川田保則君）

日程第15. 議案第52号 波佐見町学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

議案第52号 波佐見町学校設置条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

提案理由として、学習環境の改善を図る必要があることから、東小学校永尾分校を閉校し本校への統合を行うため、本条例を改正するものでございます。

次ページをお願いします。

改正条文のところ、第2条の表中、「東小学校永尾分校」及び「波佐見町永尾郷63番地」を削る。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

次ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第2条表中から名称、位置を「東小学校永尾分校」並びに「永尾郷63番地」の表示がございましたが、改正案では削除するものでございます。

この件につきましては、8月に全員協議会で説明をさせていただきましたが、永尾分校につきましては、地元にとって大変思い出の深い、熱い思い出があらわれる箇所でございますけれども、子供の教育環境を第一に考えただいて、断腸の思いで本校統合への同意をいただいたものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

ただいま説明があったとおりでと思いますが、二、三質問をさせていただきたいと思えます。

まず、現在、いわゆる来年から1、2年生は本校に通うわけでありますけども、この通学補助に対しての今の考え方はどのようになっているのか、また、廃校後の永尾分校の利活用ですね。これについてはどのようになっているのかということをお伺いしたいと思います。

まず2点お願いします。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

まず、1、2年生の通学手段につきましては、地元からの要望も強うございますスクールバスでの運行、この点を検討いたしてるところでございます。

なお、跡地利用につきましては、地元との協議を慎重に進めながら、地元の意見等を十分参考にし、教育委員会でも判断をし、そして利活用について進めていきたいと思っております。そういうことで、多少時間がかかるかと思えますけども、慎重に利活用について協議をしていきたいと思っております。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

今のその2点については、そのようにしていただきたいと思えます。

もう一つ、ちょっと聞き及んでいることなんですけど、卒業生の方が分校をぜひ使いたいということで、同窓会等の計画を立てたいという話をちらっと聞いております。例えば、ことしの12月、正月を迎えますが、まだ永尾分校は使っておられますが、例えばそういう要望があった場合、柔軟に対応できるのかどうか、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

今年度はまだ学校は開校しているわけですので、授業に支障を来すような、そういう申し出があった場合は、それはお断りをするしかないと思います。

したがって、内容によってこちらが判断をして、お使いいただくということになるかと思いますが、それぞれケースがあろうかと思いますが、申し出があったときに、基本的には今年度いっぱい授業に支障を来すことがないということを第一に考えて、その上で判断というものをしていきたいと思います。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

生徒の通学手段として、当然ながらスクールバスということで御説明をいただきました。中央小学校もスクールバス等が運行しておりますけど、やはり通学で、徒歩で多少歩いてもらうということも考えていただかないと、やっぱり学校に来るときに、子供たちはやっぱり歩いて通学というのが基本ですので、安全性とかありますが、多少は子供たちにも歩かせていただくということもですね。当然、そこには場所とかということもあるでしょうから、十分検討されてお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

今、おっしゃる点につきましては、教育的な面から、やはり耐性の教育という点がございます。ですから、いくらスクールバスが玄関前までとか、そういうことではなくて、ある程度地元の皆さんとも耐性の面でも協議をしながら、そして位置を決めていきたい。これは地元の意向も十分踏まえながら進めていこうかと思っております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号 波佐見町学校設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手多数であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第61号

○議長（川田保則君）

日程第16. 議案第61号 東彼地区保健福祉組合同規約の変更についてを議題といたします。

本案について内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（朝長義之君）

議案第61号、東彼地区保健福祉組合同規約の変更について御説明をいたします。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、東彼地区保健福祉組合同規約の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

提案理由でございますが、平成24年6月に公布された地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が、平成25年4月1日及び平成26年4月1日に施行されたことに伴い、これに関連する法律名の変更等について、東彼地区保健福祉組合同規約の一部変更が必要であるため、地方自治法の規定に基づき、提案するものでございます。

別紙をお願いします。

東彼地区保健福祉組合同規約の一部を変更する規約。

東彼地区保健福祉組合同規約の一部を次のように変更する。

内容につきましては、新旧対照表をごらんください。

現行のほうでございますが、第3条第6号及び第7号に「障害者自立支援法」という法律名が引用されておりますが、この部分を左側の改正案、「障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するための法律」第7号も同じでございます。この部分を改めるものでございます。

それから、または現行に戻っていただきまして、第3条第6号及び下のほうの第13条第5号に、「障害者程度区分審査会」という表現がございますが、この部分を左側の改正案では、「障害支援区分審査会」という名称に変更されるものでございます。

それと3条第7号に、現行でございますが、「コミュニケーション支援事業」という名称がございますが、これを「意思疎通支援事業」という名称に改めるものでございます。

以上でございます。御審議ほどよろしく申し上げます。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号 東彼地区保健福祉組合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第17～18 諮問第1号～諮問第2号

○議長（川田保則君）

日程第17. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第18. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての2件を一括議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

それでは諮問について、2件の説明をいたします。

人権諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、波佐見町金屋郷171番地、氏名が橋本弘子さん。昭和21年8月28日生まれの方でございます。

橋本弘さんは、現在、人権擁護委員をしていただいております、24年の1月1日から26年、ことしの12月31日までですけれども、3カ年の任期で、今、お務めでございます。氏は、人格識見とも高潔で、人権擁護委員として最も適任者と存じますので、引き続き法務大臣へ推薦するため、提案をするものでございます。

続きまして、諮問第2号でございます。人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるということでございます。

住所が波佐見町皿山郷380番地1、氏名小柳洋子、昭和26年6月10日生まれの方でございます。

人権擁護委員につきましては、現在、橋本弘子氏、先ほどお願いをいたしましたけれども、含め、3人の方がいらっしゃるわけでございますけれども、本町の人口規模からして1名の増員要請が法務大臣からあっておりましたので、今回新たに小柳洋子氏を推薦するものでございます。

別紙をごらんいただきたいと思います。

略歴でございます。公職歴としましては、平成元年4月から5年間、皿山郷の駐在員を務めていただいております。それから平成3年4月から平成5年3月まで2カ年間、南小学校のPTAの副会長もお勤めでございます。また、現在、25年4月からは、波佐見観光ガイドも行っていると思います。

このように周囲の信望は厚く、人格識見ともに高潔で、人権擁護委員として最も適任者と存じますので、法務大臣へ推薦をするために提案をするものでございます。

以上、2件につきましてよろしく御審議をお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての2件は、異議ないものとして通知することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号は、異議ないものとして通知することに決定しました。

#### 日程第19 発議第1号

○議長（川田保則君）

日程第19. 発議第1号 手話言語法の制定を求める意見書を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

今井議員。

○7番（今井泰照君）

---

発議第1号

平成26年10月6日

波佐見町議会

議長 川 田 保 則 様

提出者 波佐見町議会議員 今 井 泰 照

賛成者 波佐見町議会議員 藤 川 法 男

手話言語法の制定を求める意見書案。

標記について、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

（提出理由）



聴覚障害を持つ子供たち、ろうあ者のために、手話が学べる教育環境整備の早期実現のため、手話言語法の制定を求めるものである。

---

### 手話言語法の制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を待つ言語である。手話を使うろうあ者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では、手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した改正障害者基本法では、「全ての障害者は、可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されている」と定められた。

また同法22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることを真摯に受けとめ、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を早期に制定することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年10月6日

内閣総理大臣 安倍晋三様

長崎県波佐見町議会

---

以上でございます。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号 手話言語法の制定を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました発議第1号 手話言語法の制定を求める意見書について、字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

したがって、字句等の整理は、議長に委任することに決定しました。

#### 日程第20 報告第3号

○議長（川田保則君）

日程第20. 報告第3号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

それでは、報告第3号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査員の意見を添えて、下記のとおり報告するものでございます。

まず、健全化判断比率（法第3条関係）でございます。

左のほうから実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、それから将来負担比率の4項目でございます。

実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化したものであり、赤字がないことから数字の記載はありません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計の全会計が対象となります。全ての会計において、赤字は出ておりませんので、数字は上がっておりません。

それから、実質公債費比率につきましては、13.9%となっております。前年度が14.9%でありましたので、比較しますと1.0ポイント改善していることとなります。

この理由としましては、平成23年度に実施した総合文化会館起債等の繰上償還や、平成24年度に実施した低利への借りかえの効果により、交付税で措置されない地方債の償還額が減少したことなどが主な要因となっております。

一方、将来負担比率につきましては34.0%となっております。前年度の49.8%と比較しますと、15.8ポイントの改善となっております。

これは、一般会計の地方債残高や公共下水道債が減少した上、基金積み立てにより充当可能財源が増加し、普通交付税が増化したことにより、分母の標準財政規模が増加したことから指数改善となったところでございます。

なお、下に括弧書きで数値を示しておりますけれども、これらの基準を超えた場合、早期健全化団体に指定されるということでございます。

次に、下の欄の資金不足比率の法第22条関係でございますが、これは上水道事業会計等四つが対象となります。これらは資金不足がありませんでしたので、赤字とはなってませでしたので、数字が上がってこないこととなります。

次のページですね。次に、9月9日に監査委員の方から出されました平成25年度健全化比率及び資金不足比率審査結果についてですが、次のページをお願いいたします。

総括表①としまして、健全化判断比率の状況でございます。

下の段の左のほうに、標準財政規模としまして35億1,573万6,000円となっておりますが、これは普通交付税の額と標準税収入額を足して、ここに示しております臨時財政対策債の発行可能額2億2,334万9,000円を足したものが標準財政規模となっております。

右のほうに、早期健全化基準とありますけれども、左から15.0%、20.0%、25.0%、350.0%のそれぞれの基準を示しておりますけれども、一つでも上回りますと、財政の健全化

団体ということで、健全化計画策定を初め、外部監査などが義務づけられまして、国・県の指導が入ることになります。

その下の段の財政再生基準では、20.0%と中央に示されておりますが、この中の一つでもオーバーすれば財政再生団体として指定をされ、国の指導下に置かれるということになります。

それと上の段の実質公債費比率が13.9%となっておりますが、これが18%を超えますと、それまでに起債に関して協議制であったものが、許可制に変わるということでございます。さらに25%を超えますと、一般単独事業債の起債の許可が出されないということになります。さらに35%を超えると、災害を除いて全ての起債の許可がされないということになります。

このような事態にならないように、今後とも経常的経費の削減に努めるとともに、実質公債費比率の抑制対策として、地方債の繰上償還行うなど健全財政の堅持を図っていく考えでございます。

以下、次のページから総括表に連結、実質赤字比率等の状況、次の総括予算、実質公債費比率の状況、さらに総括表④将来負担比率の状況につきましては、それぞれ算出の根拠を示しておりますけれども、これは表の説明については省略をさせていただきたいと思っております。

以上で平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。以上です。

○議長（川田保則君）

以上1件は、報告事項でありますので、御了承願います。

#### 日程第21 閉会中の継続調査申し出

○議長（川田保則君）

日程第21. 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長から会議規則第74条の規定による申し出がっております。

お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

したがって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。  
次に、本定例会までに受理しました陳情書2件につきましては、配付にとどめますので御  
了承願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆さん御起立願います。大変お疲れでございました。

午後1時29分 散会